平成２２年（フ）第１８３０号
福岡市中央区平尾５丁目５番38―201号
債務者　石原比呂美
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５４号
福岡市早良区藤崎１丁目１番８―604号
債務者　吉里　教雅
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５号
福島県喜多方市塩川町窪字館1183番地
債務者　渋谷　和子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
福島県喜多方市塩川町吉沖字西村1588番地
債務者　渡部こずえ
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
福島県会津若松市住吉町217番地の４
債務者　山田　君子
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
富山県砺波市鷹栖1230番地
債務者　屋鋪　和夫
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８７号
富山県砺波市鷹栖1230番地
債務者　屋鋪　充子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１１０号
富山県高岡市千木屋町９番地
債務者　村本　　肇
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１１５号
富山県高岡市下黒田879番地　レジデンス南塚Ａ棟102号
債務者　南部ゆかり
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１１６号
富山県射水市戸破1337番地４
債務者　善明とも子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２１号
富山県高岡市福岡町上野109番地
債務者　上田　美緒
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３１６号
金沢市泉野町２丁目17番７号　笠木シャイン３号、従前の住所金沢市泉が丘１丁目３番90号
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０号
金沢市みどり２丁目１番地１　市営住宅Ｆ３棟404号
債務者　中川　春美
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３３９号
金沢市額新保１丁目278番地　県営住宅80棟29号
債務者　谷川　誠二
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
愛知県一宮市明地字寺浦44番地３　明地倶楽部303号
債務者　栗田　正昭
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２２４号
香川県高松市国分寺町柏原41番地　県住21―103
債務者　渡辺　雅典
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２９４号
香川県小豆郡小豆島町池田1119番地１小豆島町営池田改良住宅20号
債務者　土居　美架（旧姓向江）
1　決定年月日時　平成22年８月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係